

令和 7 年度奥州市歳末たすけあい運動 地域福祉活動助成要領

1 実施方針

地域福祉活動費助成は、年末年始に実施する地域でのつながりづくりや、除雪や買い物などの生活支援、こども食堂などに助成します。

2 実施対象期間

令和 7 年 11 月から令和 8 年 1 月まで

3 助成対象団体

- ・振興会、町内会（自治会）、行政区
- ・地域セーフティネット会議
- ・ボランティア・市民活動団体
- ・NPO 法人・社会福祉法人 など

4 対象活動・助成額

次の活動項目①から③に該当する活動を対象とします（重複可）。

対象活動	対象活動の例	助成額（予定）
① 地域交流・つながりづくり 高齢者や障がい者、児童等と地域住民が参加する活動や世代間交流等のつながりづくりの活動	・地域での世代間交流、年末年始の行事 ・孤立防止のための友愛訪問 ・世代間交流の行事（クリスマス会、小正月行事など） ・年末年始の伝統料理を楽しむ、配食・会食の会 ・高齢者施設や障がい者施設と地域住民との交流会	（※ 1） 行政区内活動 20,000 円以内 地区内活動 30,000 円以内 地域内活動 40,000 円以内
② 地域のたすけあいによる生活支援、居場所づくり 除雪や買い物困難者、生活困難者やひとり親世帯等、生活課題を抱える住民のための活動	・町内会や子供会が行う高齢者宅等の除雪や大掃除 ・高齢者などの買い物支援、移動支援 ・子ども食堂の運営支援 ・子どもへの冬休みの学習支援、居場所づくり ・不登校、引きこもりの子どもへの学習支援、居場所づくり	市域の活動 50,000 円以内
③ その他の活動 歳末たすけあい運動の趣旨に見合う上記①②以外の活動	・生活課題や生活支援サービス等に関する住民の学習会等 ・社会福祉法人等の地域貢献活動 ・地域づくり ・福祉マップ作成、避難支援研修会等	

- (※1) 行政区より小さい単位の自治会や班での申請は対象外です。(行政区長、地域セーフティネットワーク会議、町内会・自治会等の名称で申請ください)
募金の実績に応じて、助成額が変更される場合があります。

5 申請方法

別紙助成申請書に記入のうえ、令和7年11月10日までに奥州市社会福祉協議会各支所へ提出ください。申請書の様式は、本会ホームページからもダウンロードできます。

6 助成の審査・決定

各地域福祉推進協議会において、運動趣旨、助成方針に照らし合わせ審査し、奥州市社会福祉協議会理事会において決定します。募金実績の確定する令和7年12月下旬に助成金交付を通知します。

7 事業実績報告書の提出

助成交付を受けた団体には12月末の決定通知にあわせて「事業実績報告書」を送付しますので、令和8年2月5日までに本会各支所あて提出願います。なお、報告書提出の際は、事業で使用した資料やチラシ、写真等の添付が必要となりますのでご留意ください。

8 申込み・問合せ

事務局：社会福祉法人奥州市社会福祉協議会地域福祉課

水沢支所	水沢南町5番12号	電話 25-6188・25-6025	Fax 25-6690
江刺支所	江刺岩谷堂字下惣田290番地1	電話 35-8081	Fax 35-3741
前沢支所	前沢字立石180番地1	電話 56-2148	Fax 56-2298
胆沢支所	胆沢南都田字石行30番地1	電話 46-3111	Fax 46-4110
衣川支所	衣川古戸53番地1	電話 52-3144	Fax 52-3162

9 その他

助成決定後にやむを得ず中止、または内容が変更となる場合は、事前に事務局へご相談ください。